

公的団体における死後事務委任契約の活用

— 足立区社会福祉協議会の取組みの検討 —

谷 口 聡

Application of Mandate of Affairs after Death by Public Body : A Study on Efforts by the Social Welfare Council in Adachi Ward

Satoshi TANIGUCHI

要 旨

わが国は超高齢社会となった。また、「無縁社会」「孤独死」などの言葉に代表されるような高齢者が孤立する社会現象が起きている。このような社会においては、死後の様々な事務処理を円滑に行うための施策が必要である。わが国には従来から遺言制度があるが、利用者は少ない。多様な方法で故人の生前の意思を実現して、死後事務の処理が円滑に行えるようにするために、「死後事務委任契約」は実務上有用な手段である。これは委任者と受任者の生前の契約によって委任者の死後の様々な事務処理を実施する手段である。

わが国の最高裁判所は平成4年に「死後事務委任契約」を認める判決を下した。しかし、一部の学説には遺言制度の脱法であるなどの厳しい批判も存在している。

東京都の足立区社会福祉協議会では、高齢者に対するサービスとして、「死後事務委任契約」を含む事業を実施している。本稿では、足立区社協の事業を詳細に調査した結果を提示するとともに、問題点を検討して、死後事務委任契約の法理論に示唆を得たいと考える。

Abstract

Japan is a super aging society and isolation of elderly people as typified by the words 'indifferent society', society in which individuals are isolated and have weak personal links between each other, and 'solitary death', elderly people dying with no one around has become social phenomena. Such society needs measures and policies for smooth processing of various affairs after death. Although Japan has the will system until now, only a few people use the

system. The “Mandate of Affairs after Death” is a useful tool in practice to carry out the living will of a deceased person and facilitate processing of the affairs after death, which is a contract allowing a mandatary to undertake various affairs after the death of a mandator based on an agreement with the mandator in life.

The Supreme Court of Japan made the judgment in 1992 admitting the mandate of affairs after death, which is, however, criticized by some theories as circumvention of the will system.

The Social Welfare Council in Adachi Ward, Tokyo takes the project including the “Mandate of Affairs after Death” as the services for the aged people. This paper shows the results of the detailed investigation of the project by the Adachi Social Welfare Council and examines the problems to provide the suggestions to the legal theory of mandate of affairs after death.

I はじめに

本稿は東京都の足立区社会福祉協議会の「死後事務委任契約」に関する事業を調査した結果を可能な範囲で提示し、これに検討を加えることを目的としている。

わが国には民法上の制度として、故人の生前の意思を実現するための「遺言制度」が存在してきた。しかし、実際に遺言を利用する人は少ないのが現状であろう。そのような状況に加えて、わが国は超高齢社会となりながら、同時に「無縁社会」「孤独死」などのキーワードに代表されるような高齢者に対する新時代型の対応が迫られる社会へと変貌した。そのような社会にあっては、ひとり「遺言制度」のみならず、契約や信託によっても故人の生前の意思の実現を図るという多様な法的構成が求められているように感じられる。

本稿で採り上げる「死後事務委任契約」は、最高裁の判例によって認められたものではあるものの、法理論上の問題点が少なからず存在しており、そのような問題をどのように克服するかが課題となっている。他方で、わが国の社会における実務は、最高裁判例を基盤に進展を見せている。本稿で調査結果を示す足立区社会福祉協議会の事業も一つであるということができる。

このような「死後事務委任契約」に関する足立区社会福祉協議会の取組みの調査結果を掲載して検討を行い、その利活用の可能性を探っていくこととしたい。

II 法的問題の所在と本稿の目的

死亡した者の生前の意思を委任契約という法的構成によって実現しようとする「死後事務委任契約」は、民法上の典型契約の一つである委任契約類似の契約であると考えることができる。遺言ではなく、契約の効力によって故人の生前の意思を実現しようとするものである。

しかし、この「死後事務委任契約」に関しては、法理論的な問題点が少なからず指摘され、ま

た、批判される。筆者は、すでにこの法的議論に以前からかかわっており、いくつかの拙稿を発表する機会もいただいていた⁽¹⁾。また、学会報告の機会も頂戴した⁽²⁾。本稿では、筆者の法理論上の考え方について、新たな展開を示すことを目的とするものではない。したがって、以下に、筆者がこれまでに考察・検討してきた「死後事務委任契約」に関する議論をごく簡単に紹介する。

委任契約に関する規定である民法653条1号は、委任契約の終了に関して、「委任者又は受任者の死亡」を委任契約の終了原因としている。この規定をめぐっては立法当初から議論があったが、基点となったのは、最高裁の平成4年の判決であった（最判平成4年9月22日金法1358号55頁）。この事例は、入院加療中であったAが、Yに入院諸費用の病院への支払い、葬式・法要の施行と費用の支払い、入院中世話になった家政婦と友人への謝礼金の支払いを依頼し、Aの死亡後Yが実行したところ、Aの相続人Xが相続財産を侵害した不法行為であるなどとし、Yに対して損害賠償を請求したという事案である。しかし、最高裁判所は、A（委任者）が死亡してもY（受任者）との間の委任契約が終了しないという合意は民法653条1号の法意が否定するものではないとの判決を下して、死後事務委任契約が有効であるとの判断を下した。

従来から議論はあったものの、死後事務委任契約の議論は、その判決をめぐって俄かに活況となった。そのような議論において、「死後事務委任契約」を法理論上認めるうえでの論点は次の3点に集約されてきたと言える。①民法653条1号は合意によって効力を否定されるような任意規定であるのか、②委任者が死亡した場合、委任者に属した一切の権利義務が相続人に継承されるが、相続人は委任契約の委任者に認められている民法651条規定の解除権を行使することができるのか、ないしは、故人たる委任者と受任者の間の死後事務委任契約は、相続人に解除権を行使させない旨の合意を包含する趣旨と解することができるのか、③契約によって故人の意思を実現することを認めると、厳格な要式が要求されている相続法理たる遺言制度と滅却してしまうことになるのではないかといった点である。

特に、③に関しては、死後事務委任契約は遺言制度の「脱法行為」であるとの痛烈な学説上の批判が展開されてきた⁽³⁾。

現在では、「一定限度の範囲内」で死後事務委任契約の効力を認めるという折衷的な立場が実務上は受け入れられているが、「どの範囲」で死後事務委任契約を認めるべきかについては、様々な議論がなされている。

本項では、このような実務上の現状に鑑みて、法理論上の議論はひとまず傍らに置きながら、死後事務委任契約に関する社会における実務がどのように展開しているのか、その一例を公的機関の事例を採り上げながら、死後事務委任契約が認められるべき「一定の範囲」を模索することを目的としている。

Ⅲ 足立区社会福祉協議会の取組みに関する調査方法

本項では、公的機関が死後事務委任契約を活用している実例を紙幅の限度で可能な範囲で詳細に紹介するとともに、現時点における「死後事務委任契約」の活用の可能性を探るものである。

本稿では、東京都の足立区社会福祉協議会（以下、「足立区社協」と称する。）が実施している「高齢者あんしん生活支援事業」を詳細に検討する。右事業の調査は、筆者が2019年2月下旬から同年4月の間に、足立区社協「権利擁護センターあだち」担当者との間で行った電話およびメールの数回の交換の方法により実施したものである。本稿では、少なからぬ情報交換によって筆者が入手した情報を、形式的に整理して論稿として発表可能な形式に編集したものであるのでご留意されたい。

Ⅳ 足立区社協における死後事務委任契約に関する調査と検討

1 調査開始前の情報取得について

社会福祉法人である市区町村の社会福祉協議会が死後事務委任契約を実際に行っており、高齢者の生活などに資する取組みを試みているという情報について、筆者は2017年6月に福岡大学法学部の道山治延教授から得た。当時は未だ、死後事務委任契約を実施している公的団体は、福岡市社会福祉協議会（福岡）、足立区社会福祉協議会（東京）および府中市社会福祉協議会（東京）の3つに過ぎなかったと記憶している。道山教授から得た情報をもとにして、いつかはその実態の調査とその内容の検討を行う機会を得たいと考えていた。やや時間を隔ててしまったが、この度、調査実施と内容の検討をする機会に恵まれた。

足立区社協の死後事務委任の取組みについて、まずは、ウェブサイトを検索して、手掛かりとなる基礎的な情報を入手しようと試みた。

その結果、足立区社協では、「高齢者あんしん生活支援事業」という事業を実施していることを把握した。

足立区社協のホームページから、右事業の内容にアクセスすると、「高齢者あんしん生活支援事業」と題する案内のページを開くことができる⁽⁴⁾。このページの主な記載内容は以下の《資料A①》のとおりである。

《資料A①》

高齢者あんしん生活支援事業

目次（省略）

高齢者あんしん生活支援事業とは？

（省略）

お手伝いできること

- ・あんしんサービス
入院・施設入所の際の保証人に準じた支援（預託金の範囲内での保証）、契約の立会いなどのお手伝いをします。
- ・生活支援サービス
日常の生活において預託金の払い戻し、郵便物の確認、区役所の手続きなどのお手伝いをします。
- ・書類等預かりサービス
入院中や外出時、ご自宅に保管しておくことが心配な通帳・保険証書等をお預かりします。

このページには、死後事務に関するサービスは記載されていない。そこで、さらにこのページの「主なサービス内容」のバナーをクリックして、詳細を閲覧する。すると、以下のような「高齢者あんしん生活支援事業 主なサービス」というページが開く⁽⁵⁾。その主な内容は以下の《資料A②》のようになっている。

《資料A②》

高齢者あんしん生活支援事業 主なサービス内容

目次（省略）

主なサービス内容

元気はつらつなとき（内容省略）

ちょっと不安が出てきたとき（内容省略）

入院することになったとき（内容省略）

施設に入るとき

お亡くなりになった後

生前に聞きとった内容や、公正証書遺言に基づき、死後のお手伝いをします。

ここにおいて、足立区社協の「高齢者あんしん生活支援事業」における「死後事務」に関するサービスの内容が明らかとなった。

しかし、そのサービスを受けるための手続きや、さらなる詳細は不明であるため、足立区社協に調査協力の依頼をしたうえで、詳細についての調査の実施を行った。本章第2節以下では、足立区社協に対して実施した直接の調査結果とその内容の検討を行ったものとなっている。

2 足立区社協「高齢者あんしん生活支援事業」の内容

足立区社協標記事業をより詳細に把握するため、まずは区民にどのような情報提供をしているかを示しておきたい。

(1) 資料の提示《資料B》パンフレット

以下に掲載する《資料B》は足立区社協が区民に配布しているパンフレットである。

利用できる方

足立区在住で(※1)、契約内容をしっかりと理解できる65歳以上のひとり暮らしの方で、原則、以下の条件をすべて満たす方

- 支属可能な親族がいない
- 賃貸 (居住用不動産(※2)を除き、未相続財産を含む) が3,000万円以下
- 住民税が非課税、または課税総所得金額が160万円以下
- 不動産収入がない
- 負債がない

※1 住民票が足立区にあり、実所に足立区に居住している方が対象です。
 ※2 現在、実所にお住まいの住宅のことです。

利用条件に当てはまらない方には、相対症のご紹介をさせていただきます。

費用

① 開始金	52万円 (施設入所の場合、入所費用の3万円分が加算されます) <small>福祉生は、実働能力の低下等により入所・入所費用の支払いができなくなった場合、その費用を立出づため契約者にお振りするお返です。 契約終了時に残金は返還いたします。</small>
② 年会費	2,400円 (4月～3月)
③ あんしんサービス	1,000円 (1回ごと)
④ 生活支援サービス	1,000円 (1回ごと) <small>1. 利用を始めた場合には、30分までごとに500円を加算いたします。</small>
⑤ 通院等送迎サービス	1,000円 (1回ごと)

※2020年については、支援費削減が原因で一部の施設では生体中に稼働がなくなった場合は、利用の滞りが生じます。

はじめませんか？
ひとりでもあんしん・暮らしたい

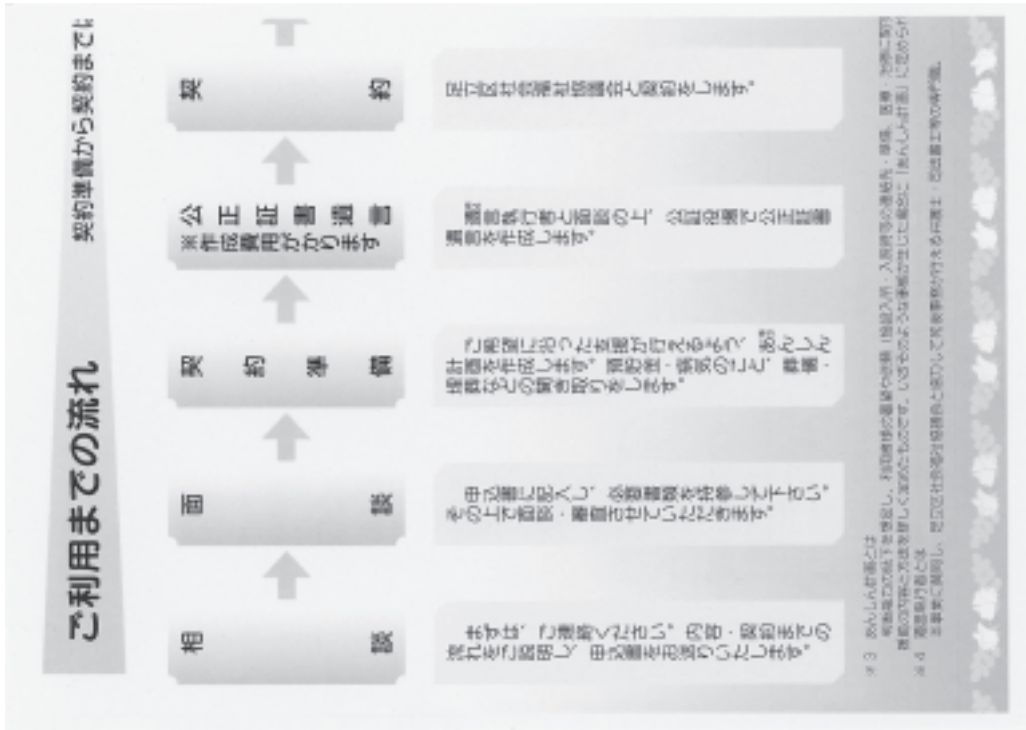
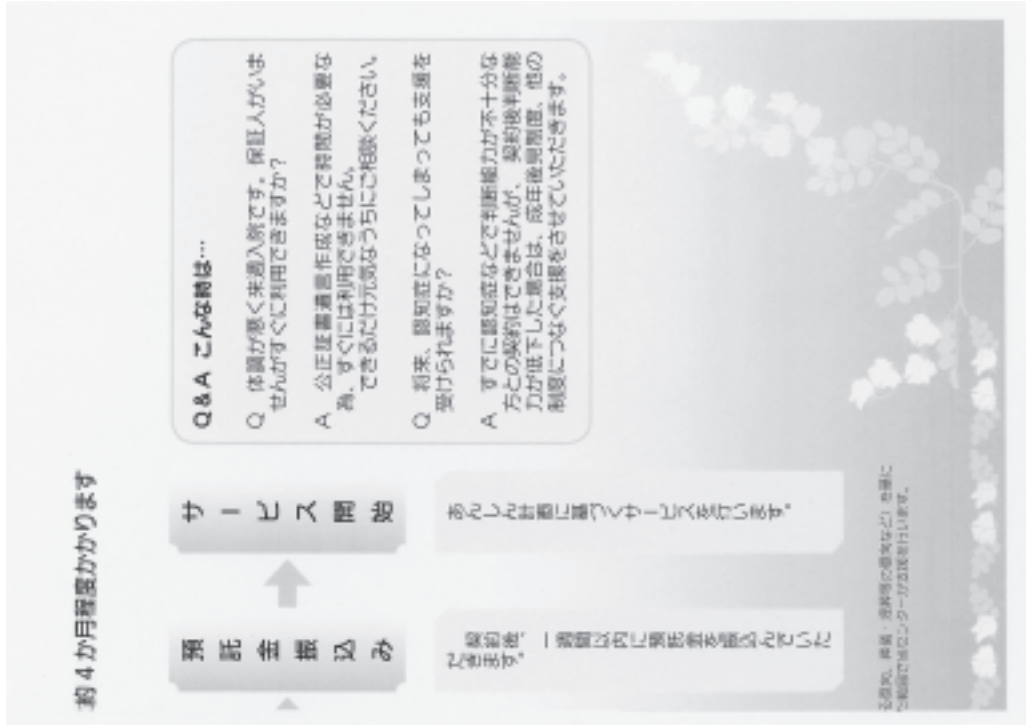
高齢者あんしん 生活支援事業

入院や福祉施設入所の
保証人になってくれる人は
いますか？

銀行の手続きや
福祉サービスの契約などを
手伝ってくれる人はいますか？

権利擁護センターあだち

社会福祉法人
足立区社会福祉協議会



権利擁護センターあだち

(社会福祉法人 足立区社会福祉協議会)

〒120-0036 東京都足立区千住仲町19-3(千住庁舎2階)

電話：03(5813)3551
FAX：03(5813)3550

受付時間 午前9時～午後5時
(土・日・祝祭日を除く)



JR・東武メトロ・東武スカイツリーライン・つくばエクスプレス
「北千住駅」西口から徒歩約10分

ご相談・お問合せは…

◆基本サービス



月1回の電話、半年に1回の訪問で、ご様子を伺います。

◆あしんサービス

入院時



- ・預託金に基づく保証人に準じた支援を行います。
- ・緊急入院した際の指定遺族等への連絡を行います。
- ・入院セットのお届け・入院費用の支払いを行います。
- ・入院や退院相談の対応を行います。
- ・電話・ガス・水道等の休止手続きを行います。

預託金所持



- ・預託金に基づく保証人に準じた支援を行います。
- ・入所や重要な説明が行われるときの同席や契約の立会いを行います。

◆生活支援サービス



- ・預貯金の払戻しをします。
- ・郵便物の届出や区役所の手続きなどを代行します。
- ・弁護士・司法書士等専門家への紹介を行います。

◆書類等預かりサービス



酒類・権利証・生金証書など重要書類のお預かりをします。
お預し、貴重品や現金等や壊損に出入りがあるものはお預かりしません。

◆ご退去後は、請願輸行人の依頼に基づいて



駅近から火葬場利用などの委託を行います。
遺族執行者の依頼による葬儀・埋葬などの関連事務支援を行います。

主なサービス内容

(2) 若干の検討

このパンフレット後ろから2頁目の終わりに、「ご逝去後は、遺言執行人の依頼に基づいて」「預託金から火葬費用などの支払いを行います。遺言執行者の要請による葬儀・埋葬などの死後事務支援を行います。」と明示されている。

また、この事業のサービスを受けるための本人と足立区社協との間の契約の締結の手順については、3頁目および4頁目に、「ご利用までの流れ」としてまとめて図解で示されており、特に、「葬儀・埋葬などの聞き取り」や「公正証書遺言」の作成などに関して手続きが必要な旨示されている。

この事業によるサービスが「死後事務」を含んだものであることが明確となっている。ただし、より詳細な契約内容に関しては「パンフレット」という性質上、記載はなされていないと考えられる。

3 「高齢者あんしん生活支援事業」の沿革と発展

標記について、足立区社協に問い合わせをして、回答を得た後、さらにその回答に対して再質問をした結果、再回答を得た。以下に示すような結果となっている。

【質問】

本事業が実施されるに至るまでの経緯・沿革を教えてください。

【回答】

「高齢者あんしん生活支援事業」の創設経緯

足立区社会福祉協議会権利擁護センターあだちは、平成12年4月に設置された。センター開所当初は、福祉サービスの質や契約に関連した苦情対応、地域福祉権利擁護事業と成年後見制度利用支援事業が主な柱だった。センターに寄せられる相談の中には、判断能力が低下した高齢者が金銭管理面でトラブルに巻き込まれたり、搾取されたりすることへの対応を求めるものが絶えなかった。しかし、判断能力が低下した高齢者への本人保護へのしきみである日常生活自立支援事業や成年後見制度は、そのようなリスクを予防するために活用されるときに最も効果を発揮する制度であり、すでに事が起きた後では、その被害を回復することや取り戻すことには力が及ばない場合が多くある。

また、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度を予防的に活用した場合でも、身元保証、死後の遺体の引取りや葬儀執行、遺留金品の処理、家財や自宅の処理等が対応できない問題が明らかになり、地域医療、保健福祉全体の大きな課題となっている。身元保証人に求められる支援は、これまで家族や親族によって担われてきたが、福祉サービスの対象が高齢者個人に向けられている現在、これらの支援もまた高齢者個人に対して提供されることが必要となってきた。社会が変化していく中で特に、身寄りのない一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯にとって、自分の老後から終末期にかけて安心できる人生設計を立てることが困難な現状にある。

このような課題に対応するため平成15年9月から平成16年3月まで、外部の委員及び足立区の管理職を交えて、地域の在宅高齢者の中で、特に身寄りのない一人暮らし高齢者が安心して自分の終末期の人生設計ができるように、包括的な相談及び具体的な生活支援機能を検討した。新たな支援サービスは、既存の地域福祉権利擁護事業及び成年後見制度と連携して、区内高齢者の老後から死後に至るまでの包括的なニーズに対応できるしくみをめざし、足立区社会福祉協議会の新たな独自事業として、平成16年10月より地域限定のモデル事業を開始した。平成17年4月から区内全域を対象とし「高齢者あんしん生活支援事業」として展開している。

【再質問】

ご回答の最後のところで、「高齢者あんしん生活支援事業」が平成17年4月から始まったとあります。今から10年以上前からの事業の実施ということになりますが、平成31年現在に至るまでに、事業内容が変更や発展・展開などした点などはございますでしょうか。

【再回答】

利用要件を以前は、「区内に親族がいない」ということにしていましたが、区内にいても支援可能ではないという状況もあることから、「支援可能な親族がいない」としました。

また、資産要件も以前はありませんでしたが、お金がある方は専門職に委任契約を依頼していただくべきだということで資産要件を設けております。

【若干の検討】

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業では十分に対応しきれない課題が明らかとなったことが本事業検討の発端であったことが述べられている。すなわち、「身元保証、死後の遺体の引取りや葬儀執行、遺留金品の処理、家財や自宅の処理等に対応できない問題が明らかになり、地域医療、保健福祉全体の大きな課題となっている」とされている。

そして、平成15年（2003年）にこのような課題を解決する施策が検討され始めて、平成17年4月に本事業が発足したと記されている。また、再質問および再回答で本事業の内容の変遷と発展が窺える。

本事業の契機として、上記死後事務の諸々の処理が掲げられている点については大いに注目をしたい。成年後見制度の実務者・研究者の間でも、死後事務委任契約などが議論されるようになった発端が、成年後見人の本人死亡による権限失効という法的な構成があったことは筆者も記憶しているところである。

4 「高齢者あんしん生活支援事業」の実施状況と成果

標記事業を実施している現在の状況、特に利用者数などについて、情報の提供をお願いした。

【質問】

本事業の現在の利用者数など実施状況について教えてください。

公的団体における死後事務委任契約の活用

【回答】

職員体制 — 常勤職員 7名（土日祝日夜間帯：携帯電話対応）

取組み状況

	新規契約件数	解約件数	継続契約数合計
平成17年	3	0	3
平成18年	3	0	6
平成19年	8	0	14
平成20年	5	0	19
平成21年	8	0	27
平成22年	8	2	33
平成23年	4	3	34
平成24年	4	1	37
平成25年	6	3	40
平成26年	8	3	45
平成27年	5	5	45
平成28年	10	6	49
平成29年	9	5	53
合計	81	28	

	解 約 理 由				
	死 亡	後見へ移行	地権へ移行	区外転居	本人申出
平成17年					
平成18年					
平成19年					
平成20年					
平成21年					
平成22年	1		1		
平成23年	2		1		
平成24年	1				
平成25年	2	1			
平成26年	3				
平成27年	2	1		1	1
平成28年	4	2			
平成29年	2	3			
合計	17	7	2	1	1

事業による効果および成果

- 公共的組織で継続性があるため、長期継続的に対応できる。
- これまで築いてきた行政や関係機関及び専門職などのネットワークを活用することで、連携協働性を発揮できる。
- 地域福祉権利擁護事業及び成年後見制度を切れ目ない支援体制のもとで展開し、持続的な権利擁護支援体制をはかっていくことができる。

【再質問なし】

【若干の検討】

本事業の利用者は特に大人数であるということはないが、実施を始めた年から、堅調に増加の一途を辿っている。解約理由で最も多いのは本人の「死亡」であり、その意味でも、本事業にお

ける「死後事務」に関するサービスの有用性が示されているという見方もできるであろう。

5 「高齢者あんしん生活支援事業」の契約内容の詳細

(1) 本事業の契約書面

標記事業のサービスを受けるために、利用者本人と足立区社協との間で契約が取り交わされる。契約で使用される契約書面は以下の5通である。「高齢者あんしん生活支援事業契約書」《資料C》、「高齢者あんしん生活支援事業契約書別紙」《資料D》、「あんしん計画」《資料E》、「遺言公正証書」《資料F》、「死後事務に関する依頼書」《G》である。

以下において、契約書面の資料を掲載する。ただし、「死後事務」に関する契約条項のみを重点的に掲載するものであり、「死後事務」に関係しない契約条項の大部分は割愛させていただくので、ご留意されたい。

《資料C》「高齢者あんしん生活支援事業契約書」

高齢者あんしん生活支援事業 契約書	
社会福祉法人 足立区社会福祉協議会	
委任者〇〇〇〇様（以下「甲」という。）および受任者社会福祉法人足立区社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり高齢者あんしん生活支援事業におけるサービス（以下「サービス」という。）に関する契約を締結する。	
【契約の目的】 第1条 <省略>	
【援助の内容】	
第2条 この契約におけるサービスの内容は、以下に掲げる[1]から[3]の項目の範囲内とする。また、サービス内容の詳細については、別紙「あんしん計画」に掲げる。	
[1] あんしんサービス	
(1) 施設入所時	<ul style="list-style-type: none"> ・入所説明時の同席や、契約の立ち会い等 ・預託金による入所費用の支払い
(2) 入院時	<ul style="list-style-type: none"> ・入院説明時の同席や、契約の立ち会い等 ・緊急に入院した際の指定連絡先への連絡、主治医への情報提供、必要物品のお届け等 ・預託金による入院費用の支払い
(3) 死亡時	<ul style="list-style-type: none"> ・預託金による火葬費用等の支払い ・遺言執行者の要請による、葬儀・埋葬等の死後事務の支援
[2] 生活支援サービス	
(1) 福祉サービス利用援助	<省略>
(2) 日常的金銭管理	<省略>
(3) 手続き支援	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所などの手続き ・郵便物の手続き ・弁護士・司法書士等の専門職への仲介

[3] 書類等預かりサービス

(1) 書類等預かり	・通帳等重要書類の預かり
------------	--------------

2 乙は、援助を行うにあたっては、甲の意思を尊重し、善良な管理者の注意義務の範囲内で、誠実に援助を行わなければならない。

3 乙は、適切な援助を行うために、おおむね月1回の電話と年2回の訪問により、甲の状況の確認と、甲からの要望を確かめることとする。

<第3条～第8条省略>

【預託金制度】

第9条 甲は、乙に対し契約時にあらかじめ、甲が死亡した時および緊急時の各支払いに対処するため、預託金を預け入れなければならない。なお、預託金の詳細およびその使い方については、高齢者あんしん生活支援事業預託金取扱要領に基づき、別紙に定める。

【保証機能】

第10条 乙は、甲が病院や福祉施設等に入る時は、保証機能を担うものとし、身元引受および預託金の範囲内での金銭保証を行うとともに、「あんしん計画」に沿って支払等の各種手続を行い、甲の入院・入所生活を支援する。

2 乙は、甲の死亡時に甲があらかじめ作成した公正証書遺言に定める遺言執行者と連携して、甲の財産および預託金の範囲で、かつ相続人等親族の合意の得られる範囲で、甲の希望に沿った死後事務の支援を行う。

<第3項、第4項省略>

【解約】

第11条 甲は、判断能力のある状態において、いつでもその申し出により、契約を終了することができる。

2 乙は、甲が死亡した後、死亡した後の事務が終了したことを確認できた場合、契約を終了する。

<第3項～第9項省略>

<第12条～第16条省略>

この契約の締結を証明するために、甲と乙とは本契約書を2通作成し、それぞれ記名・押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲	住所 〒	
	氏名	印
乙	〒120-	東京都足立区
	社会福祉法人	足立区社会福祉協議会
	会長	印
	電話	03-

《資料D》「高齢者あんしん生活支援事業契約書 別紙」

高齢者あんしん生活支援事業契約書 別紙

利用料金・預託金について

【年会費】年間（4月～3月の年度単位）2,400円 <以下省略>

【サービスごとの利用料】<省略>

【預託金】

○基本額52万円+施設入所にかかる利用料の3か月分です。高齢者あんしん生活支援事業契約時や施設入所時にお預かりします。

○基本額は、標準的な3か月分の入院費用と、生活保護における葬祭扶助の基準額の合計を基準に設定しています。

○預託金は、あなたが下記の場合の状況にあつて、あなたの預貯金などでの支払いが難しい場合についてのみ、預託金制度の範囲内において、支払いのお手伝いをいたします。

①入院したとき

②施設に入所したとき

③お亡くなりになったとき

④その他、足立区高齢者あんしん生活支援事業審査会より支払いを指示されたとき

○<中略>

○お預かりした預託金には一切の利息はつきません。

【お支払い方法】<省略>

上記内容の説明をいたしました。

【事業所】

事業所名 足立区社会福祉協議会 権利擁護センターあだち

所在地 東京都足立区・・・

氏名 課長 ○○○○

説明者 福祉事業部 権利擁護センターあだち

印

代表者 社会福祉法人

足立区社会福祉協議会

会長 ○○○○

印

上記内容の説明を受け、了承いたしました。

平成 年 月 日

【利用者】

氏名

印

《資料E》「あんしん計画」

あんしん計画

様と足立区社会福祉協議会は、高齢者あんしん生活支援事業の契約に基づいて、次のとおり、支援の詳しい内容を定めました。

<前文につき以下は省略>

1 あんしんサービス

(1) 施設入所時 <省略>

(2) 入院時 <省略>

(3) 緊急の入院時 <省略>

(4) 死亡時

お亡くなりになった場合、公正証書遺言の内容に沿って、以下の①～③の支援を行います。

なお、指定連絡先に連絡がつかない場合には、遺言執行者と協議の上、搬送、火葬等の支援を執り行います。

また、以下の支援を行うにあたって必要な場合には、指定連絡先以外のご親族等にも協力を求める場合もあります。

① 遺言執行者・指定連絡先への連絡

遺言執行者	氏名			
	連絡先			
指定連絡先	有			
	氏名		続柄	
	連絡先			
	特記事項			

② 葬儀・埋葬について

葬儀		生前契約	
	内容		
	連絡先		
	特記事項		
埋葬	埋葬先		
	連絡先		
	管理会社		
	連絡先		
	特記事項		

葬儀の希望がない場合や何らかの事情により希望どおりの葬儀が行えない場合には、お預かりしている預託金で対応できる範囲で火葬等を行い、指定の埋葬先にお届けします。

③ その他の死後事務や相続・財産処分等

遺言執行者と協力し、関係法令に基づく必要な死後事務や公正証書遺言の内容に沿った相続・財産処分等を行います。

(5) 自宅・居室への立ち入りについて <省略>

2 生活支援サービス <省略>

3 書類等お預かりサービス <省略>

4 その他預かり物

死後事務に関する依頼書

5 特記事項

《資料F》「遺言公正証書」

記載例

平成29年第〇〇号

遺言公正証書

本公証人は、遺言者〇〇〇〇の委嘱により、証人〇〇〇〇及び同〇〇〇〇立会いのもとに、以下のとおり遺言者の口述を筆記して、この証書を作成する。

第1条 遺言者は、相続開始時に遺言者が有する一切の財産（下記預貯金を含む。）を後記第3条で指定する遺言執行者をして、全て金銭に換金させ（なお、換金不可能な財産及び換金することが困難な財産については、同遺言執行者をして、廃棄等の処分をさせるものとする。）、その換金により得られた金銭から、後記第2条記載の費用等を控除した残りの金銭を

財産をあげる人や団体名

に遺贈する。

記

預貯金の表示

- 1 次の金融機関に対する遺言者名義の預貯金
 - (1) 〇〇〇〇銀行
 - (2) ××××銀行
- 2 遺言者死亡時に残された前項記載以外の財産全部

第2条後記第3条で指定する遺言執行者（〇〇〇〇）は、次の費用等を前記第1条記載の換金した金銭の中から随時支払うことができる。

記

- 1 遺言者の葬儀・埋葬に要する費用
- 2 遺言者の未払い租税公課・家賃・医療費等の一切の債務
- 3 本遺言の執行に要する費用（登記手続費用など遺言の執行に必要な費用）

4 遺言執行者に対する後記第4条で定める報酬

第3条 遺言者は、本遺言で遺言執行者として、

遺言執行者：遺言どおりに実行してくれる人

を指定する。

なお、遺言執行者は、代理人をして本遺言の執行をさせることができ、その選任については遺言執行者に一任する。

また、遺言執行者は、遺言者名義の預貯金等の名義書換、払戻し、解約等の権限、遺言者の財産を売却等金銭に換金する権限、その他本遺言の執行に必要な一切の権限を有する。

第4条 遺言者は遺言執行者に対する報酬として、相続財産（相続開始時の積極財産の価額の総額をいい、その価額については相続税評価額による。）の価額に応じた下記金額に消費税を加えた額（但し、金300万円に消費税額を加えた額を上限とする。）を支払うものとする。

<中略>

なお、遺言執行に裁判手続を必要とする場合は、前項の報酬とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を支払うものとする。

付言事項

遺言執行者をお願いします。

- 1 私の葬儀は執り行わないよう願います。
- 2 私の遺骨は、 に埋葬してください。埋葬の方式については、全て一任します。住職等と相談の上執り行ってください。
- 3 遺言者の家財道具等、金銭に換金できない物の処分は、遺言執行者に一任しますので廃棄等の処分をしてください。

その他執行者をお願いしたいこと

以上

《資料G》「死後事務に関する依頼書」

死後事務に関する依頼書

平成 年 月 日

氏名 印

住所

生年月日 昭和 年 月 日

私は、私が平成 年 月 日、社会福祉法人足立区社会福祉協議会と締結した「高齢者あんしん生活支援事業」に基づいて別途作成した「あんしん計画」で具体的に定めた死後事務（「あんしん計画」が変更された場合は、変更後の「あんしん計画」で定めるところによる。）の遂行を、次の者に依頼し、その事務処理の代理権を付与します。

氏名

住所

職業

生年月日

(2) 上記契約書面等に関する筆者と足立区社協の質疑応答

足立区社協から提示をいただいた上記契約書面等について、さらに「死後事務委任契約」部分の詳細な情報を得る目的で、質疑応答を行った。以下「Q」とは筆者からの各書面に関する質問であり、「A」は足立区社協の回答である。

◇Q 1 このサービス提供には、「公正証書遺言」と「契約書」の両方が必要になるとのことです。ご依頼人の死後の事務に関して、公正証書遺言の遺言事項（法定遺言事項）および付言事項の内容を具体的に（可能な限り詳細に）具体例を教えてください。

◇A 遺言の雛形（《資料F》）のことを指す。）に実際の資産表示や遺贈先が追加されるのと、付言事項に棺に写真を入れて欲しい、位牌の処分方法等の記述が追記される程度です。

◇Q 2 このサービス事業においては、死後の事務に関して、公正証書遺言の法定遺言事項とすることが可能な事項はすべて公正証書遺言の効力として執行し、付言事項に関してのみ、死後事務委任契約の効力として実施する、という基本的な捉え方でよろしいでしょうか。

◇A そのとおりです。

◇Q 3 「高齢者あんしん生活支援事業契約書」第9条では「預託金制度」を規定しています。「預託金」の法的性質をどのように考えたらよろしいでしょうか。特に、預託された金員は、いわゆる「相続財産」とは切り離されたものとして、遺言執行者ないし御協議会が処理することは可能なのでしょうか。

◇A 預託金はお預かりしている本人資産となります。本人が亡くなった際には、遺言執行人にお渡しして相続財産として扱われます。

◇Q 4 「あんしん計画」の4ページ目の表の下に「希望どおりの葬儀が行えない場合には、お預かりしている預託金で対応できる範囲で火葬などを行い、指定の埋葬先にお届けします。」とあります。希望に添えない場合の対応変更と変更内容の決定について、判断権限を有するのは、どちら様になるのでしょうか。それは、遺言の内容に基づくのでしょうか、それとも付言事項として契約の効力で行うのでしょうか。

◇A 本人の希望があっても葬儀の際、親族に連絡が取れれば最終決定は親族へ託します。ここでの希望どおりの葬儀が行えない状況というのは、本人の希望と親族の意向に相違があった場合の対応と考えます。直葬以外は、基本的には、生前契約をお願いしているので、葬儀で資金が不足するということは想定していません。

◇Q 5 「高齢者あんしん生活支援事業」の今後の課題や展望についてお聞かせください。

◇A 団塊世代の方々が高齢化する中で、この事業の需要はさらに高まることが想定される。契約者増に応えられる体制を整えるためには、体制整備の検討や公費の導入などについて国などによる制度や仕組みの創設が必要と考える。

(3) 若干の検討

足立区社協から入手した契約書面等および質疑応答で明らかとなった最も重要なことは、本事業のサービスにおける「死後事務」に関しては、「公正証書遺言」と「死後事務委任契約」の双方を活用しているということである。上記(2)Q 2とその回答からも明らかのように、死後事務に関しては、相続財産の死後処分等、公正証書遺言で可能なこと、すなわち、「法定遺言事項」に関しては、すべてこの遺言の利用によって行い、「法定遺言事項」には該当しない内容、すなわち、遺言では不可能な死後事務に関しては「死後事務委任契約」の効力としてこれを行うということである。敷衍すれば、「法定遺言事項」は「公正証書遺言」で、「付言事項」は「死後事務委任契約」で行うということである。

(4) 「法定遺言事項」に関する学説上の一般的議論

上述(3)において、「法定遺言事項」という概念を用いた関係で、現在の「法定遺言事項」概念に関する学説上の一般的議論を簡潔に紹介する。

「法定遺言事項」とは、「法定されている」「遺言で定めることができること」⁽⁶⁾であるとか、「遺言をなしうる事項」⁽⁷⁾、「遺言によって法的効果が発生する事項」⁽⁸⁾、また、「遺言できる事項」⁽⁹⁾などを定義されている。具体的には、相続人の廃除（民法893条）や相続分の指定（民法894条2項）などのような相続の法定原則の修正、遺贈（民法964条）、遺言信託の設定（信託法2条）などのような相続以外の財産処分、また、遺言認知（民法781条2項）、未成年後見人の指定（民法839条1項）などのような身分関係行為、遺言執行者の指定（民法1006条1項）などのような遺言執行事項など多岐にわたっている⁽¹⁰⁾。

ただし、法定遺言事項とは、「遺言でのみ行いうる事項をいうのではない」という指摘⁽¹¹⁾にも十分に注意すべきである。

V 総合的検討と結語

本稿の締めくくりとして、足立区社協の事業に関する調査と検討を総合的視点から整理して考察する。

本稿で検討した足立区社協の事業では、故人の生前の意思を実現する方法としては、「公正証書遺言」と「死後事務委任契約」が併用されていることが明確となった。相続財産などに関係する部分で遺言可能な事項に関しては「公正証書遺言」を作成し、葬儀の方式・場所や埋葬の方法

など、遺言事項とは判断されにくい事項については、遺言公正証書の中で「付言事項」として記載して、この「付言事項」を実効あらしめるために「死後事務委任契約」が利用されているというものである。

Ⅱ章でも述べたように、現時点における実務上の死後事務委任契約の議論は、「どの程度の範囲」で死後事務委任契約を活用するのかが最大の論点となっているわけであるが、足立区社協の事業は、この論点に対する一つの解決策を示唆していると見ることができるであろう。

死後事務委任契約は遺言制度の「脱法」であるとの学説上の痛烈な批判は、法学界に多大な影響を与えた功績を認められるべきであろう。しかしながら、「超高齢社会」、「無縁社会」、そして、「孤独死」などがわが国の状況を示すキーワードとなっている現状において、足立区社協のような公的団体が実際に行っている施策は有益なものとして評価してもよいのではないであろうか。

本稿では、紙幅の関係で取り扱えなかった福岡市社会福祉協議会などの取組みに関しても今後、別稿で紹介して検討をさせていただく機会が得られれば幸いである。筆者としては、今後も「死後事務委任契約」について考察を重ねていきたい所存である。

(たにぐち さとし・高崎経済大学経済学部教授)

- (1) 拙稿「故人の生前意思実現法理としての死後事務委任」高崎経済大学論集59巻2・3・4号(2017)17頁、同「死後事務委任に関する判例の検討」産業研究52巻2号(2017)16頁、同「委任者死亡後の委任契約の効力とその法益の保護」高崎経済大学論集56巻4号(2014)45頁、同「死因贈与と遺贈の方式に関する規定の準用」産業研究49巻2号(2014)15頁、同「委任者死亡後の委任契約の効力」高崎経済大学論集52巻2号(2009)15頁。
- (2) 拙稿「死後事務委任契約に関する一考察」九州法学会会報2017(2017)九州法学会
- (3) 河内宏「死後の事務処理を含む委任契約と委任者の死亡」私法判例リマックス1994<下>58頁。
- (4) <https://adachi.syakyo.com/service/kenri/anshin-seikatsu/> (最終閲覧日2019年5月1日)
- (5) <https://adachi.syakyo.com/service/kenri/anshin-seikatsu/service/> (最終閲覧日2019年5月1日)
- (6) 窪田充見『家族法』(有斐閣 2011) 441頁。
- (7) 内田貴『民法Ⅳ補訂版 親族・相続』(東京大学出版会 2007) 462頁。
- (8) 近江幸治『民法講義Ⅶ 親族法・相続法』(成文堂 2010) 304頁。
- (9) 二宮周平『家族法 第3版』(新世社 2009) 382頁。
- (10) 平田厚『家族法』(日本加除出版 2004) 310頁以下参照。
- (11) 松倉耕作『新・民法学5 家族法』(成文堂 2004) 290頁。